

○鹿兒島県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和54年12月21日

規則第88号

改正 昭和55年11月17日規則第82号

昭和56年7月22日規則第62号

昭和58年7月27日規則第71号

昭和59年11月7日規則第88号

昭和60年6月3日規則第40号

昭和60年10月11日規則第53号

昭和61年10月24日規則第86号

昭和62年10月30日規則第69号

昭和63年11月2日規則第61号

平成元年11月20日規則第60号

平成2年8月29日規則第39号

平成3年7月31日規則第39号

平成4年10月14日規則第55号

平成5年2月3日規則第2号

平成5年12月8日規則第67号

平成7年2月15日規則第3号

平成7年9月22日規則第66号

平成8年10月25日規則第69号

平成9年3月28日規則第20号

平成10年10月30日規則第74号

平成12年3月31日規則第109号

平成12年7月4日規則第148号

平成14年6月14日規則第40号

平成15年2月25日規則第7号

平成18年3月31日規則第32号

平成19年3月30日規則第43号

平成19年6月8日規則第50号

平成21年10月30日規則第52号

平成23年11月8日規則第56号
平成25年3月29日規則第21号
平成28年9月9日規則第37号
平成29年6月30日規則第41号
平成30年6月5日規則第27号
平成31年3月29日規則第21号
令和元年6月21日規則第4号
令和2年7月3日規則第48号
令和3年3月30日規則第23号
令和3年3月30日規則第28号
令和4年2月25日規則第5号
令和4年8月19日規則第35号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び令和4年農林水産省告示第535号（沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び令和4年農林水産省告示第536号（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林

漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年／農林水産省／経済産業省／環境省／令第1号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等（法第3条第1項の沿岸漁業従事者等をいう。以下同じ。）に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下これらを「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号ハに掲げる措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対し、経営等改善資金（次条の表経営等改善資金の部1の項から7の項までに掲げる資金に限る。）を貸し付ける。

（平5規則67・平21規則52・平23規則56・令4規則35・一部改正）

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第2条 沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの対象となる資金（以下「貸付対象資金」という。）の内容、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者ごとの貸付限度額、償還期間、据置期間並びにその他の貸付条件は、次の表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものうち、東日本大震災（原子力発電所の事故による災害に限る。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の

後令和5年3月31日までに貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付対象資金の内容ごとの償還期間及び据置期間は、次の表の償還期間及び据置期間の欄に掲げる期間にそれぞれ3年を加えた期間とする。

沿岸漁業改善資金の種類	貸付対象資金の内容	貸付限度額	償還期間及び据置期間	その他の貸付条件
経営等改善資金	<p>1 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金（以下「操船作業省力化機器等設置資金」という。）</p> <p>1 自動操だ装置の設置費用</p> <p>2 遠隔操縦装置の設置費用</p> <p>3 サイドスラスターの設置費用</p> <p>4 レーダーの設置費用</p> <p>5 自動航跡記録装置の設置費用</p> <p>6 GPS受信機の設置費用</p>	<p>500万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合は1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合は1台につき400万円、レーダーを設置する場合は1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合に</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）ただし、農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿</p>	<p>貸付対象資金の内容に係る事業等（以下「貸付対象事業等」という。）により設置し、又は購入する機器等で船舶安全法（昭和8年法律第11号）の規定の適用を受けるもの又はこれに設置に係る漁船については、その種類に応じ次の条件を付する。</p> <p>(1) 機器等が船舶安全法第6条第3項の検査を受け、これに合格すること又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6第2項の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</p> <p>(2) 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。</p> <p>(3) 機器等が船舶安全法第6条の5第1項の型式</p>

			<p>あつては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)</p>	<p>岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>	<p>承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p>
<p>2 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金(以下「漁ろう</p>	<p>1 動力式つり機の設置費用</p> <p>2 ラインホーラ一等の揚縄機の設置費用</p> <p>3 ネットホーラ</p>	<p>500万円</p> <p>(動力式つり機を設置する場合にあつては1台につき500</p>	<p>7年以内(据置期間1年以内を含む。)</p> <p>ただし、農工商等連</p>		

<p>作業省力化機器等設置資金」という。))</p>	<p>一等の揚網機の設置費用</p> <p>4 巻取りウインチの設置費用</p> <p>5 放電式集魚灯の設置費用</p> <p>6 漁業用クレーンの設置費用</p> <p>7 漁獲物等処理装置の設置費用</p> <p>8 海水冷却装置の設置費用</p> <p>9 海水殺菌装置の設置費用</p> <p>10 漁業用ソナーの設置費用</p> <p>11 カラー魚群探知機の設置費用</p> <p>12 潮流計の設置費用</p>	<p>万円, ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき120万円, ネットホーラー一等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき120万円, 巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき500万円, 放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円, 漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円, 漁獲物等処理</p>	<p>携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。), 農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。), 六次産業化</p>
-----------------------------	---	--	--

		<p>装置を設置する場合にあつては1台につき500万円, 海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円, 海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円, 漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円, カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円, 潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以上(据置期間3年以内を含む。)</p>	
--	--	---	--	--

<p>3 1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金（以下「補機関等駆動機器等設置資金」という。）</p>	<p>1 補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）の設置費用</p> <p>2 油圧装置の設置費用</p>	<p>500万円</p> <p>（補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合は1台につき500万円）</p>	<p>7年以内</p> <p>（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあ</p>
--	--	--	---

				つては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が削減されるものの設置に必要な資金（以下「燃料油消費節減機器等	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資	金助成法

<p>設置資金」とい う。)</p>		<p>円, 発光ダイ オード式集 魚灯を設置 する場合に あつては1セ ットにつき 1,300万円)</p> <p>の特例の 適用を受 ける場合 にあつて は9年以内 (据置期 間3年以内 を含む。), 農林漁業 バイオ燃 料法第10 条の規定 による沿 岸漁業改 善資金助 成法の特 例の適用 を受ける 場合にあ つては9年 以内(据置 期間1年以 内を含 む。), 六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例</p>	
------------------------	--	--	--

			の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（以下「新養殖技術導入資金」という。）	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用	400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合に	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定

		あつてはそ の会社) 1人 (1社) につ き400万円)	による沿 岸漁業改 善資金助 成法の特 例の適用 を受ける 場合にあ つては5年 以内(据置 期間2年以 内を含 む。), 六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては5年以 内(据置期 間3年以内 を含む。)
6 農林水産大臣が 定める基準に基 づき, 水産資源の 管理に関する取 決めを締結して	1 水産資源の管 理に関する取決 めに基づき, 資 源管理措置(漁 具又は漁法の制	1,200万円	10年以 内(据置期 間3年以内 を含む。) ただし, 農

<p>水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金（以下「資源管理型漁業推進資金」という。）</p>	<p>限，操業時間又は操業期間の制限，禁漁区域の設定，体長制限等の措置をい（う。）を実施するのに必要な改良漁具，漁法転換用漁具，漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 1と併せて，低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 低利用・未利用資源の開発・利用措置を行うのに必要な漁具，漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 漁獲物の付加価値の向上措置を行う</p>	<p>商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。），農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。），六</p>
---	---	--

	<p>のに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>		<p>次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）</p>
<p>7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金（以下「環境対応型養殖業推進資金」という。）</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行</p>	<p>2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円）</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつて</p>

		<p>うのに必要な 造粒機, 自動 給餌機, 飼料 倉庫等の購入 費用又は設置 費用</p> <p>(2) 養殖魚の 安全性の確保 を目的として 漁網防汚剤を 使用しないで 養殖を行うの に必要な高耐 波性いけす, 金網いけす, 自動網いけす 洗浄機, 附着 物駆除用生物 培養器, 酸素 供給装置, 水 流発生装置, ばつ気装置等 の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2) に関連して必 要な餌料成分 分析機, 水 質・底質測定 機, 残留検 査・肉質検査 機器, 蓄養施</p>	<p>は12年以 内(据置期 間5年以内 を含む。), 農林漁業 バイオ燃 料法第10 条の規定 による沿 岸漁業改 善資金助 成法の特 例の適用 を受ける 場合にあ つては12 年以内(据 置期間3年 以内を含 む。), 六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては12年</p>	
--	--	--	--	--

		設, 医薬品, 飼料, 水産廃棄物高度処理機, ワクチン注射装置, 固形物回収装置, 水質ロガー, 漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		以内(据置期間5年以内を含む。)
8	漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金(以下「乗組員安全機器等設置資金」という。)	1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用	150万円 (転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合には50万円, 揚網機安全装置を設置する場合には40万円)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
9	漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金(以下「救命	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートラ	130万円 (救命胴衣又は消火器を購入する場合には1台につき10万円,	貸付対象資金の欄第1号及び第2号に掲げる費用について

<p>消防設備購入資金」という。)</p>	<p>5 ンスポンダの購入費用 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</p>	<p>イーパブを購入する場合にあつては1台につき60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては1台につき65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき130万円)</p>	<p>は2年以内、同欄第3号から第5号までに掲げる費用については5年以内</p>
<p>10 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金（以下「漁船転覆防止機器等設置資金」という。）</p>	<p>1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚そうの設置費用</p>	<p>150万円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には100万</p>	<p>5年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>

		円)	
11 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金（以下「漁船衝突防止機器等購入等資金」という。）	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	120万円 (レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円)	5年以内
12 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金（以下「漁具損壊防止機器等購入資金」という。）	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイに限る。）の購入費用	個人にあつては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1団体又は1社につき130万円	5年以内
13 1から12までに掲げるもののほか、県が、県の沿岸漁業の特殊性からみて県の沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認	1 定置網用無線遠隔式魚群探知機の設置費用	350万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)
	2 電気パルス発生装置の設置費用	120万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)

	められる近代的な漁業技術の導入に必要なものとして農林水産大臣と協議して指定する資金（以下「特認資金」という。）				
生活改善資金	1 し尿浄化装置、改良便槽、自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）又は太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金（以下「生活合理化設備資金」という。）	1 し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用	30万円	3年以内	
		2 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内	
		3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内	
	2 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金（以下「住居利用方式改善資金」とい	1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等をいう。）の改造費用	150万円	7年以内	
		2 炊事施設（炊事場、食事室等をいう。）の改造費用			
		3 衛生施設（浴			

	う。)	室, 便所, 洗面所等をいう。)の改造費用			
		4 家事室等 (家事室, 更衣室, 土間等をいう。)の改造費用			
3	<p>婦人又は高齢者であつて, 沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕, 養殖, 加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金 (以下「婦人・高齢者活動資金」という。)</p>	<p>1 機器等 (漁船用機器, 漁具, 養殖施設, 加工用機器等をいう。)の設置費用</p> <p>2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用 (種苗費, 餌料費, 加工用原材料費, 資材費用等をいう。)</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円</p>	3年以内	
青年漁業	<p>1 青年漁業者, 漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者</p>	<p>研修を受けるのに必要な費用 (旅費, 教材費, 授業料, 視察費等をい</p>	<p>国内研修を受ける場合にあつては1人につき</p>	<p>5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p>	

者 等 養 成 確 保 資 金	が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金（以下「研修教育資金」という。）	う。）	180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は、12月を最大とする。 国外研修を受ける場合には1人につき100万円		
2	青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金（以下「高度経営技術習得資金」という。）	経営方法又は技術の習得に必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ、各種センサー類をいう。）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用をいう。）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内	
3	農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的	沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造に必要な費用、	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農	貸付対象事業等により設置し、又は購入する機器等で船舶安全法の規定の適用を受けるもの又はこれの設置に係る漁船につ

<p>な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（以下「漁業経営開始資金」という。）</p>	<p>機器又は施設の設置費用、漁具・種苗・餌料等の購入費用等をいう。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）</p>	<p>2,000万円（ただし、沿岸漁業改善資金助成法の施行については（昭和54年4月27日付け水産研第613号農林水産事務次官依命通知）記第3の3の(1)の水産庁長官が定めるものにあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営（以下「部門経営」という。）を開始する場合にあつては800万円）</p>	<p>林漁業バ イオ燃料 法第10条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては、12 年以内（据 置期間3年 以内を含 む。）</p>	<p>いては、その種類に応じ次の条件を付する。 (1) 機器等が船舶安全法第6条第3項の検査を受け、これに合格すること又は船舶安全法施行規則第65条の6第2項の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。 (2) 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。 (3) 機器等が船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p>
---	---	--	---	--

(昭55規則82・昭56規則62・昭58規則71・昭59規則88・昭60規則40・昭60規則53・昭61規則86・昭62規則69・昭63規則61・平元規則60・平2規則39・平3規則39・平4規則55・平5規則2・平5規則67・平7規則3・平7規則66・平8規則69・平10規則74・平12規則109・平12規則148・平14規則40・平18規則32・平19規則50・平21規則52・平23規則56・平25規則21・平28規則37・平29規則41・

平30規則27・令元規則4・令2規則48・令3規則23・令3規則28・令4規則5・
令4規則35・一部改正)

(貸付対象資金の合計額の限度)

第3条 1 沿岸漁業従事者等，1 認定中小企業者及び1 促進事業者が貸付けを受けることができる沿岸漁業改善資金の合計額の限度は，5,000万円とする。ただし，特別の理由がある場合において知事が承認したときは，その承認した額とする。

(平5規則67・平14規則40・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付対象者)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付けの対象となるものは，次に掲げるもののうち，別に定める沿岸漁業改善資金貸付基準に掲げる沿岸漁業改善資金の種類ごとの貸付けの相手方に該当するもので，貸付対象事業等を適正に実行することが見込まれるものとする。

- (1) 沿岸漁業の従事者たる個人
- (2) 沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体。ただし，法人格を有しない団体にあつては，次の要件のすべてに適合するものに限る。

ア 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善に資する行為を共同して，又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて，実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては，実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

イ 団体の規模及び内容が，県の水産業改良に関する普及及び指導の対象として適当であると認められるものであること。

ウ 目的，名称，事務所，資産，代表者及び総会に関する規程を有すること。

- (3) 沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が，20人以下のものに限る。）
- (4) 認定中小企業者
- (5) 促進事業者

(昭55規則82・平5規則2・平14規則40・平18規則32・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付け資格の認定の申請)

第5条 法第7条第1項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は，沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて，認定申請者（認定申請者が認定中小企業者の場合は，農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者である沿岸

漁業従事者等。以下同じ。)の住所地を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 経営等改善措置に関する計画(別記第2号様式)、生活改善措置に関する計画(別記第3号様式)又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(別記第4号様式)
- (2) 認定申請者の住所地を管轄する市町村の長の漁業振興上の意見書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を記載した書面の写しを、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を記載した書面の写しを、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を記載した書面の写しを提出するものとする。

(平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・平21規則52・平23規則56・平25規則21・令4規則35・一部改正)

(貸付けの申請)

第5条の2 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「貸付申請者」という。)は、前条第1項の申請書に併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(令4規則35・追加)

(保証人又は担保)

第6条 貸付申請者は、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付申請者が、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、申請に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた場合における受益者(その者が特定されない場合にあつては、団体の役員又はこれに類する者)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 貸付申請者が連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは、当該貸付申請者は、連帯保証人を立てるのに代えて担保を提供することができる。

4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)に対し、保証人の追加若しくは交替又

は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

- 5 前2項の規定により担保を提供し、追加し、又は変更するときは、沿岸漁業改善資金により導入した機械又は施設を優先して担保に供するものとする。

(平5規則67・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付資格の認定)

第6条の2 知事は、第5条第1項の規定により貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、認定申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認めるときは、貸付資格の認定をするものとする。

- 2 知事は、前項の貸付資格の認定をしたときは、当該認定に係る認定申請者に沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(令4規則35・追加)

(貸付の決定)

第7条 知事は、第5条の2の規定により貸付けの申請があつたときは、その内容を審査し、前条第1項の貸付資格の認定を受けたものに対し、沿岸漁業改善資金の貸付けの決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の貸付けの決定をしたときは、その内容を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第7号様式)により、当該貸付けの決定に係る貸付申請者に通知するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(別記第8号様式)により、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁業協同組合(以下「漁協」という。)、市町村及び九州信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知するものとする。

(平9規則20・平14規則40・平19規則43・令3規則23・令4規則35・一部改正)

(借用証書)

第8条 前条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けたものは、速やかに、沿岸漁業改善資金借用証書(別記第9号様式)に、本人及び連帯保証人の印鑑証明を添えて信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された沿岸漁業改善資金借用証書は、鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)第28条第1項の規定により作成された契約書とみなす。

(平15規則7・平21規則52・令4規則35・一部改正)

(貸付けの実行)

第9条 知事は、前条第1項に規定する書類の提出があつたときは、その内容を審査し、記載事項に誤りがないと認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付けを実行するものとする。

る。

(貸付対象事業等の完了の期間及び実施の報告)

第10条 借受者は、貸付対象事業等を、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた日から起算して3月(漁業経営開始資金に係るものにあつては、6月)以内に完了しなければならない。ただし、知事が、当該期間内に貸付対象事業等を完了することが著しく困難であると認めたものについては、この限りでない。

2 借受者は、貸付対象事業等が完了したときは、その旨を、その日から20日以内に沿岸漁業改善資金事業実施報告書(別記第10号様式)により知事に報告しなければならない。この場合において、借受者が貸付けを受けた沿岸漁業改善資金が第2条の表に掲げるその他の貸付条件を付されているものであるときは、当該その他の貸付条件を成就したことを証する書類を添えるものとする。

3 前項の規定による報告は、地域振興局又は支庁の長を経由してするものとする。

4 地域振興局又は支庁の長は、前項の規定により第2項に規定する書類を受領したときは、貸付対象事業等の実施状況を確認のうえ、当該書類を知事に進達するものとする。

(平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・一部改正)

(貸付資格認定の取消し)

第10条の2 知事は、第7条第1項の貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(別記第11号様式)により借受者に通知するものとする。

(令4規則35・追加)

(支払の猶予の申請)

第11条 法第10条の規定による償還金の支払の猶予(以下「支払猶予」という。)の申請をしようとするものは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(別記第12号様式)に、同条の理由があることを証明する書類を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならない。

(令4規則35・一部改正)

(支払猶予の決定)

第12条 知事は、前条の規定により支払猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払猶予をすべきものと認めたときは、支払猶予の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、その旨を沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書（別記第13号様式）により、当該決定に係るものに通知するとともに、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書（別記第14号様式）により関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとする。
- 3 知事は、支払期日後に償還金の支払を猶予しないことを決定したときにおいても、法第11条に規定する違約金を徴収するものとする。

（平9規則20・平14規則40・平19規則43・平21規則52・令4規則35・一部改正）

（雑則）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年12月21日から施行する。

- 2 （省略）

附 則（昭和55年11月17日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月22日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月27日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年11月7日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年10月11日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月24日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月30日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月2日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月20日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月29日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年7月31日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月14日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年2月3日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月8日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。
- 3 旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年2月15日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月22日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年10月25日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第20号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県林業改善資金貸付規則及び鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年10月30日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第109号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申

請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年7月4日規則第148号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月14日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月8日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月30日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月8日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「新規則」という。）第1条、第2条（表経営等改善資金の部7の項、同表生活改善資金の部3の項及び同表青年漁業者等養成確保資金の部3の項の改正規定を除く。）及び第3条から第6条までの規定は、平成23年9月27日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 平成23年9月27日から施行の日の前日までの間において改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書は、新規則第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書とみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月9日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月5日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する

附 則（平成31年3月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月3日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年2月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月19日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。